

議案第 14 号

松阪市職員退職諸給与支給条例等の廃止について

松阪市職員退職諸給与支給条例等を廃止する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員退職諸給与支給条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 松阪市職員退職諸給与支給条例（昭和 8 年松阪市条例第 12 号）
- (2) 昭和 23 年 6 月 30 日以前に給与事由の生じた退隠料及び扶助料の特別措置に関する条例（昭和 28 年松阪市条例第 35 号）
- (3) 昭和 23 年 6 月 30 日以前に給与事由の生じた退隠料又は扶助料の年額の改定に関する条例（昭和 31 年松阪市条例第 22 号）
- (4) 昭和 27 年 10 月 31 日以前に給与事由の生じた退隠料又は扶助料の年額の改定に関する条例（昭和 29 年松阪市条例第 8 号）
- (5) 昭和 28 年 12 月 31 日以前に給与事由の生じた退隠料及び扶助料の年額の改定に関する条例（昭和 34 年松阪市条例第 3 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。